資料　4

令和８年度岩手県交通安全実施計画に係る主な変更点

青字（取り消し線）～削除／赤字～挿入

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
○　交通事故等の現状 道路交通の指標（第 11 次岩手県交通安全計画） こども（中学生以下）に関する指標 高齢者（65 歳以上）に関する指標 自転車に関する指標 交通事故発生時間帯に着目した指標 飲酒運転に関する指標	○　交通事故等の現状 道路交通の指標（第 12 次岩手県交通安全計画） **高齢者（65 歳以上）に関する指標** **こども（中学生以下）に関する指標** 自転車に関する指標 交通事故発生時間帯に着目した指標 飲酒運転に関する指標 ***※　「道路交通の指標」の表記順を「第 12 次岩手県交通安全計画」に合わせて整理***	
１章　道路交通の安全 １節　道路交通環境の整備 １項　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 （１）生活道路における交通安全対策の推進 イ　生活道路を中心とした見やすく分かりやすい道路標識、道路標示の整備や信号灯器のＬＥＤ化、路側帯の設置、拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心とした信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。	１章　道路交通の安全 １節　道路交通環境の整備 １項　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 （１）生活道路における交通安全対策の推進 イ　生活道路を中心とした見やすく分かりやすい道路標識、道路標示の整備や信号灯器のＬＥＤ化、路側帯の設置、拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心とした信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。 **また、令和８年９月から生活道路の法定速度が 30　キロメートル毎時に引き下げられることとなったが、関係機関が連携して施行準備を行うとともに、これに関する広報啓発を実施するなど、制度の円滑な施行を図る。** ***※ 生活道路の法定速度引き下げについて加筆***	岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部 県警察

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
１章　道路交通の安全 １節　道路交通環境の整備 10 項　ＩＴＳの活用 （４）ＥＴＣ2.0 の展開 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援する。 また、収集した速度データや利用経路、時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取組を推進する。	１章　道路交通の安全 １節　道路交通環境の整備 10 項　ＩＴＳの活用 （４）ＥＴＣ2.0 **等デジタルデータの活用推進** 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援する。 また、収集した速度データや利用経路、時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取組を推進する。 ***※ 項目タイトルにデジタルデータの活用推進を加筆***	東日本高速道路
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ~~（２）児童、生徒に対する交通安全教育の推進~~ ~~ア　小学生に対しては、~~歩行者及び自転車の利用~~に~~必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高める~~交通安全教育を行う~~。	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 **（２）小学生に対する交通安全教育の推進** 歩行者及び自転車の利用**者として**必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高める**ことを目標とする**。 **学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。** **各学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力し、各教育活動全体をとおして交通安全教育を実施する。** **また、教員等を対象とした研修会等を開催する。** ***※ 小学生に対する交通安全教育の推進について項目を独立***	復興防災部 ふるさと振興部 保健福祉部 教育委員会 県警察

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ~~（２）児童、生徒に対する交通安全教育の推進~~ ~~イ　中学生に対しては、~~自転車の安全走行に必要な~~知識と技能~~の習得に加え、他人の安全にも配慮できることや安全に対する自己責任感を育てることを目標~~とし、~~学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を~~行う~~。	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 **（３）中学生に対する交通安全教育の推進** 自転車の安全走行に必要な**技能と知識**の習得に加え、他人の安全にも配慮できることや安全に対する自己責任感を育てることを目標**とする。** 学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を**実施する**。 **各学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力し、各教育活動全体を通して交通安全教育を実施する。** **また、教員等を対象とした研修会等を開催する。** ***※ 中学生に対する交通安全教育の推進について項目を独立***	消防安全課 ふるさと振興部 教育委員会 県警察
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ~~（２）児童、生徒に対する交通安全教育の推進~~ ~~ウ　高校生に対しては、~~二輪車・自転車の安全走行に必要な技能と知識の習得に加え、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標~~とし、~~自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として人命尊重を根幹に置いた交通安全教育を行う。	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 **（４）高校生に対する交通安全教育の推進** 二輪車・自転車の安全走行に必要な技能と知識の習得に加え、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標**とする。** **学校の教育活動全体を通じて、**自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として人命尊重を根幹に置いた交通安全教育を行う。 各学校等においては、家庭**及び**関係機関・団体等と連携・協力し、各教育活動全体を通して交通安全教育を実施する。 また、教員等を対象とした研修会等を開催する。 ***※ 高校生に対する交通安全教育の推進について項目を独立***	消防安全課 ふるさと振興部 教育委員会 県警察

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 （~~4~~）高齢者に対する交通安全教育の推進 ~~ア~~　加齢に伴う身体機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させる~~交通安全教育を行う~~。 ~~イ~~　市町村の高齢者福祉部門、高齢者医療~~及び~~福祉施設と交通安全関係団体、交通ボランティア等が連携し、多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。 ~~ウ~~　県及び市町村は、高齢者に対する交通安全指導等の講習会や研修会を活用し、交通安全指導者の養成、指導体制の充実を図る。 ~~エ　高齢者在宅家庭訪問による個別指導、助言等が地域一体となり行われるよう努め、外出時には明るい服装と反射材用品の着用を呼びかけるなど交通安全用品の普及にも努める。~~ ~~オ~~　高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等~~と~~連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。 ~~カ~~　電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の販売店と連携して、購入時における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、~~継続的な交通安全教育の促進に努める~~。	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 （６）高齢者に対する交通安全教育の推進 加齢に伴う身体機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させる**ことを目標とする**。 市町村の高齢者福祉部門、高齢者医療・福祉施設と交通安全関係団体、交通ボランティア等が連携し、多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。**特に、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者などには、世帯訪問や見守り、地域活動等の機会を活用して、交通ルールの遵守や最近の制度改正の動向などの伝達を図り、交通安全教育の充実に努める。** **また、外出時には明度の高い服装を推奨し、反射材用品の着用を呼び掛けるなど、特に高齢者に対応した取組みの強化に努める。** 県及び市町村は、高齢者に対する交通安全指導等の講習会や研修会を活用し、交通安全指導者の養成、指導体制の充実を図る。 高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、**指定**自動車教習所等**が**連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。 電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の販売店と連携して、購入時における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、**電動車椅子が道路交通法上「歩行者」とみなされることを車両の運転者等の他の交通主体にも広く理解されるよう広報啓**	消防安全課 保健福祉部 県警察

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
	発に努める。 　高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進技術を体験できる、参加・体験・実践型の講習会を開催するなど、普及啓発に努める。 ※ *高齢者の特性に合わせた取り組みについて加筆*	
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 （~~5~~）障がい者等に対する交通安全教育の推進 　地域における福祉活動の場を利用することなどにより、障がいの程度に応じ、きめ細やかな交通安全教育を推進する。	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 （７）障がい者等に対する交通安全教育の推進 　交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用することなどにより、障がいの程度や特性に応じ、きめ細やかな交通安全教育を推進する。 ※　*障がいの程度に加え個々の特性に応じて対応することを加筆*	消防安全課 保健福祉部 県警察
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ~~（２）児童、生徒に対する交通安全教育の推進~~ ~~エ　各学校等においては、家庭、関係機関・団体等と連携・協力し、各教育活動全体を通して交通安全教育を実施する。また、教員等を対象とした研修会等を開催する。~~ ~~オ~~　関係機関・団体は、各学校における交通安全教育への支援として指導者の派遣、情報の提供等を行うとともに、保護者対象の講習会や児童・生徒等に対する補完的な交通安全教育を行う。	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ※　*（２）～（４）の各項にそれぞれ記載* 　なお、これらの取組みについて、関係機関・団体は、各小・中学校、高校における交通安全教育への支援として指導者の派遣、情報の提供等を行うとともに、保護者対象の講習会や児童・生徒等に対する補完的な交通安全教育を行う。 ※　*学校に対する関係機関等の取組みについて、各項と分けて記載*	消防安全課 ふるさと振興部 教育委員会 県警察

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 （~~6~~）外国人に対する交通安全教育の推進 ~~ア　外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。~~ ~~イ　定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。~~	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 １項　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 （８）外国人に対する交通安全教育の推進 在留外国人に対する外国人コミュニティ等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育を推進する。また、観光等により訪日した外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動を推進する。 交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させる。 また、外国人の交通安全意識を醸成するため、地域の交通安全活動に、外国人コミュニティ等の参加を促し、その取組を支援する活動を推進する。 ***※　外国人に対する交通安全教育の推進について加筆***	消防安全課 県警察
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 ３項　交通安全に関する普及啓発活動の推進 （４）自転車の安全利用の推進 ア　自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解~~させるほか、自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。~~ ~~イ　自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止や自転車の酒気帯び運転に対する罰則の創設等の内容について、広報啓発に努める。~~ ウ　~~自転車は、通勤・通学をはじめ、配達やサイクリング等の目的で身近に利用されていることから、安全な自転車利用を進め~~	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 ３項　交通安全に関する普及啓発活動の推進 （４）自転車の安全利用の推進 ア　自転車の安全対策の強化 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解するための交通安全教育等を強化するほか、令和８年４月から自転車の交通違反に対し交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されたことを踏まえ、次のとおり自転車の安全対策を強化する。 ○　自転車乗車時の頭部保護の重要性の周知啓発など、全ての自転車利用者に対し、乗車時のヘルメット着用を始めとした自転	消防安全課 県警察

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
~~るための~~交通安全教育の充実を図る。 ~~エ　自転車の運転による交通の危険を防止するため、~~自転車運転者講習制度を適切に運用し、~~自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。~~ オ　自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面を有しており、交通に参加する者としての十分な自覚、責任が求められること~~について意識啓発を図るとともに、~~自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとしての自転車損害賠償責任保険等への加入~~の周知による安全利用を~~促進する。 ~~カ~~　自転車の幼児用座席に幼児を乗せるときは、乗車用ヘルメット及びシートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。また、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発活動を推進し、すべての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。 キ　~~令和８年４月から自転車が新たに~~交通反則通告制度~~の対象となることを見据えて、自転車の利用者である児童・生徒に対する自転車交通安全教育~~を推進する。	車の交通ルール・マナーについて広報啓発を推進する。 ○　自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面を有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められること**から、自転車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進するとともに、**自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとしての自転車損害賠償責任保険等への加入**促進等の広報啓発を**促進する。 ○　自転車の幼児用座席に幼児を乗せるときは、乗車用ヘルメット及びシートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。また、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発活動を推進し、すべての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。 **○　高齢者に対して、加齢に伴う身体機能低下の自覚とそれに応じた安全運転を促すとともに、自転車が運転免許証の返納後の交通手段となり得ることを視野に入れた広報啓発を推進する。** **○　薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。** **○　型式認定制度の認定を受けた駆動補助機付自転車及び普通自転車の利用を促進する。** ○　自転車運転者講習制度を適切に運用し、**危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する安全教育を推進する。** ○　交通反則通告制度**についての広報啓発**を推進する。 **○　「自転車ルールブック」を活用するなどして、効果的な広報啓発活動を行い、自転車の通行ルール等の周知を図る。** **イ　自転車の交通安全教育の推進** **自転車の交通安全教育は、心身の発達状況や利用目的等のラ**	

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
	イフステージに応じて、自転車の安全・安心な運転に必要な事項を習得することができるように、教育内容をまとめて策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえ、様々な教育主体が、それぞれが持つ教育機会に応じた交通安全教育を推進する。 ※　*「第12次岩手県交通安全基本計画」に基づき、自転車の安全対策の強化及び交通安全教育の推進について追記*	
１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 ３項　交通安全に関する普及啓発活動の推進	１章　道路交通の安全 ２節　交通安全思想の普及徹底 ３項　交通安全に関する普及啓発活動の推進 （５）自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 ア　妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進 妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であること、妨害運転を受けた場合には、安全な場所に避難し、車外に出ることなく 110 番通報するなどの対応、ドライブレコーダーが被害を受けたことの認定に役立ち、かつ、被害抑止にもつながること等について、SNS を含めたインターネット、広報紙等の各種媒体、交通情報板、各種交通安全イベントや交通安全教室等の場を効果的に活用するなど、広報啓発活動を推進する。 イ　「ながらスマホ」対策の強化 スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること、及びその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進するほか、安全運転管理者等による教育を推進する。 また、シミュレーターを用いた「ながらスマホ」の体験等を通じた、その危険性を実感できる交通安全教育を実施する。	消防安全課 県警察

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
	※　「第12次岩手県交通安全基本計画」に基づき、あおり運転やながらスマホ対策について追記	
１章　道路交通の安全 ３節　安全運転の確保 １項　運転者教育等の充実	１章　道路交通の安全 ３節　安全運転の確保 １項　運転者教育等の充実 （６）外国人運転者対策の強化 ア　既に実施されている免許取得時の多言語化に加え、免許更新時における多言語の教材の活用等により、外国人運転者に対する交通安全教育を充実するとともに、外国人運転者による交通事故や交通違反の取扱い時における出入国在留管理庁との連携を強化するとともに、更なる外国人運転者による適正な運転の確保のための取組を進める。 イ　いわゆる「外免切替」制度について、令和７年10月に改正された新たな制度を厳格に運用する。 ウ　レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十分に行われるようレンタカー事業者に対する情報提供を充実するなど、取組を強化する。 エ　今後増加する特定技能等の外国人運転者に対応し、円滑な免許関係手続が実施できるよう受入体制の強化を図る。 ※　「第12次岩手県交通安全基本計画」に基づき、外国人運転手対策について追記	消防安全課 県警察
１章　道路交通の安全 ３節　安全運転の確保 ~~4~~項　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	１章　道路交通の安全 ３節　安全運転の確保 ５項　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 （７）トラック・物流Ｇメンによる荷主等への是正指導の強化 貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運行等の一因となっている、荷主等による違反原因行為を排除するため、トラック・物流Ｇメンによる荷主等への是正指導を強化し、貨物自動車運送事業における交通安全環境の実現をはかる。 ※　「第12次岩手県交通安全計画」に基づき、荷主等への是正指導について追記	東北運輸局

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
１章　道路交通の安全 ３節　安全運転の確保 ６項　道路交通に関連する情報の充実 （３）気象情報等の充実 エ　気象知識等の普及 運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行~~う。~~	１章　道路交通の安全 ３節　安全運転の確保 ７項　道路交通に関連する情報の充実 （３）気象情報等の充実 エ　気象知識等の普及 運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行**い、情報の利活用を促進する。** ***※　「情報の利活用」について加筆***	盛岡地方気象台
１章　道路交通の安全 ４節　車両の安全性の確保 ３項　自動車の検査及び点検整備の充実 （２）自動車点検整備の充実	１章　道路交通の安全 ４節　車両の安全性の確保 ３項　自動車の検査及び点検整備の充実 （２）自動車点検整備の充実 **エ　自動車の新技術への対応等整備技術の向上** **自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等の車社会の環境変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業の環境整備・技術の高度化を推進する。** **また、整備主任者を対象とした新技術に対応した研修等の実施により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。** **オ　ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化** **民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。** ***※　新技術への対応及び不正車検対策の強化について追記***	東北運輸局

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
１章　道路交通の安全 ６節　救助・救急活動の充実 １項　救助・救急体制の整備 （５）救助、救急用資機材の整備の推進 救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を~~推進~~する。	１章　道路交通の安全 ６節　救助・救急活動の充実 １項　救助・救急体制の整備 （５）救助、救急用資機材の整備の推進 **救急の多様化に対応できるよう、**救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、**カメラを用いた画像伝送システムや 12 誘導心電図伝送システムの導入、**高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を**促進**する。 ***※　救助、救急用資器材整備について加筆***	消防安全課
１章　道路交通の安全 ６節　救助・救急活動の充実 ３項　救急関係機関の協力関係の確保等 ア　~~高機能~~システム~~の~~導入~~等による~~現場到着時間の短縮~~など~~を図る~~ため~~、県内 10 消防本部が連携~~し~~「いわて消防指令センター」の~~整備を進める~~。	１章　道路交通の安全 ６節　救助・救急活動の充実 ３項　救急関係機関の協力関係の確保等 ア　**防災ヘリやドクターヘリ、消防・救急車両の位置情報を一元的に把握する**システム**を**導入**し、**現場到着時間の短縮を図る**とともに**、県内 10 消防本部が連携**する**「いわて消防指令センター」の**運用を開始し、消防力の維持・強化を推進する**。 ***※　新システムの記述及びいわて消防指令センターについて加筆***	復興防災部

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
２章　鉄道交通の安全 ３節　鉄道の安全な運行の確保 １項　保安監査等の実施 ~~ア~~　鉄道事業者に対し、計画的に保安監査等を実施~~するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、~~施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等~~を~~確認し、~~適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 　このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。 ~~イ　定期的に鉄道保安連絡会議を開催し、事故防止対策に関する情報交換を行うとともに、運輸安全マネジメント評価により、事業者にコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を行う。~~	２章　鉄道交通の安全 ３節　鉄道の安全な運行の確保 １項　保安監査等の実施 　鉄道事業者に対し、計画的に保安監査等を実施し、**運送の安全の確保に関する取組の状況、**施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等**について**適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 　**また、計画的な保安監査のほか、重大な事故等の発生等の際にも、臨時で保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなどして、保安監査の充実を図る。** 　このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。 ***※　文言整理、効果的な保安監査等について追記***	東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道
２章　鉄道交通の安全 ３節　鉄道の安全な運行の確保	２章　鉄道交通の安全 ３節　鉄道の安全な運行の確保 **６項　運輸安全マネジメント評価の実施** 　**事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、引き続き着実に実施するとともに、セミナー等を通じて事業者への更なる普及・啓発を図るなど、事業者の取組の深化を促進する。** ***※　運輸安全マネジメント評価について追記***	東北運輸局
２章　鉄道交通の安全 ４節　鉄道車両の安全性の確保 　~~鉄道車両に関する保安上の技術基準を見直すとともに、事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減方策や電子機器等の誤動作防止方策の検討、活用を図る。~~	２章　鉄道交通の安全 ４節　鉄道車両の安全性の確保 　**発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。** ***※　適時適切な技術基準の見直しについて記述内容を見直し***	東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
２章　鉄道交通の安全 ７節　鉄道事故等の原因究明と事故等防止 鉄道業界における人手不足も踏まえた鉄道の安全性向上に資する研究及び技術開発を推進する。 ~~また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究と技術開発を推進する。~~	２章　鉄道交通の安全 ７節　鉄道事故等の原因究明と事故等防止 鉄道業界における人手不足も踏まえた鉄道の安全性向上に資する研究及び技術開発を推進する。 自動運転等の運行制御に関わる安全性に関して的確な評価を行うための研究等を行うとともに、線路内の支障物検知手法等の安全性向上に資する技術開発の支援を行う。開発された成果について、補助制度を活用しつつ実用化を図る。 ※　*自動運転に対する的確な評価、技術開発支援について追記*	東北運輸局

令和７年度岩手県交通安全実施計画	令和８年度岩手県交通安全実施計画（案）	実施機関
３章　踏切道における交通の安全 １節　踏切道の立体交差化及び構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備等の促進	３章　踏切道における交通の安全 １節　踏切道の立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 ※　*項目に「バリアフリー化の促進」を加筆*	東北運輸局 ＪＲ東日本 岩手開発鉄道 三陸鉄道 ＩＧＲいわて銀河鉄道 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 南三陸沿岸国道事務所 県土整備部
ウ　特定道路や高齢者~~・障害者の利用がある踏切道~~に~~おいて、路面~~の~~平滑化や~~、令和６年１月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、~~特定道路等を優先とした~~踏切道内誘導表示~~等~~の~~整備により~~安全~~な歩行空間~~の~~確保~~を促進する。	ウ　平成 27 年 10 月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめ及び令和６年１月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、平滑化や踏切道内誘導表示の設置等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。 ※　*踏切の平滑化やバリアフリー化などについて加筆*	